

[中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業 ミニレポート]

タイの環境規制・入門編

多くの日系企業が進出するタイは、古くから日本とつながりがある東南アジアの工業国である。同国では、都市化や工業化に伴い、水質汚染や大気汚染、廃棄物汚染など様々な環境問題が噴出してきている。近年では市民の環境に対する意識も高まりを見せており、同国にとって、環境対策は優先課題の一つとなっている。マプタプット工業団地をめぐる公害訴訟¹では、法整備が十分でなかったために環境影響評価を経ずに実施されたプロジェクトが停止に追い込まれ、日系企業を含む多くの企業が影響を被ることとなった。

最新の法規制情報を常に把握し、法令遵守に継続的に取り組むことが、事業リスクの軽減には不可欠である。本稿では、これからタイに自社製品を輸出しようとする、または進出を検討している日本の中小企業の担当者向けに同国の環境法規制の概要を紹介する。

1. タイの主要な環境関連法

タイでは、初めて環境に関するコンセプトを盛り込んだ1974年憲法のもとで、1975年、「仏暦2518年(1975年)国家環境保全推進法」が制定された。その後、1992年には、この1975年国家環境保全推進法を廃止、刷新する新たな環境基本法「仏暦2535年(1992年)国家環境保全推進法」が制定されるなど、同国はこれまで、着実に環境法整備を進めてきた。以下、主要な環境関連法令を紹介する。

法律名称	分野	所管	概要
国家環境保全推進法 (1992)	公害防 止	天然資源環 境省 Ministry of	1975年国家環境保全推進法に代わるものとして1992年に制定されたタイの環境基本法。水質汚染や大気汚染、廃棄物管理、騒音、振動などの公害対策全般について規定。一部の工場やコンドミニアム、インフラ

¹ マプタプット工業団地は、1989年にタイ東部ラヨン県マプタプット地区に設立された工業団地で、主に石油化学、鉄鋼を中心とした企業が入居している。同工業団地では、2000年頃から異臭や地域住民の健康問題が発生しており、大規模な公害訴訟に発展、憲法で保障された市民の権利が争点となった。2009年9月に中央行政裁判所が76件の事業について事業停止を命じ、その後の環境法整備につながった。

		Natural Resources and Environment	プロジェクトなどで要求される環境影響評価 (EIA : Environmental Impact Assessment) 制度は、本法の下で運用されている。
工場法 (1992)	工場の環境管理	工業省 Ministry of Industry	1969年工場法に代わるものとして1992年に制定。工場の安全確保および環境の保護がその主要な目的。環境管理について多岐にわたる下位法令が制定されており、製造業にとっては非常に重要な法律。主な要求として、特定の工場における環境担当者の届出、汚染物質の排出報告、工場排水基準、煙突からの排ガス基準、産業廃棄物管理、土壌・地下水汚染管理、騒音基準など。消防対策や高圧ガス管理など、安全面の要求についても規定。執行当局は工業省の工業事業局 (DIW : Department of Industrial Works)。
有害物質法 (1992)	有害物質管理 (有害廃棄物を含む)	工業省 (DIW) を中心に4省6部局	1967年毒物法に代わるものとして1992年に制定。タイにおける有害化学物質管理の法的基盤を構築する法律であり、有害物質の製造・輸入・輸出・保有を規制。多数の下位法令の下、有害化学品を輸出入する際の届出・許認可制度や有害物質の保管に係る専任者制度などを運用。工場にて有害物質を保管する際は、本法の規定に則って安全に保管しなければならない。なお本法に基づく規制対象の有害物質リストには、工業用化学品に加えて農薬や食品・医薬品関連物質なども含まれる。バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の輸出入管理も、本法によって運用。
公衆衛生法 (1992)	公衆衛生	公衆衛生省 Ministry of Public Health	1941年公衆衛生法に代わるものとして1992年に制定。暮らしの衛生や環境の健全性、衛生的な環境に関連して、国民を保護することを目的とする。一般廃棄物 (工場のオフィス棟から生じる生活ごみや食堂から生じる残飯等も含まれる) については本法律に従って管理される。また本法に基づく「健康に有害な影響を与える事業」を行う事業者は、本法に基づく地方条例に従って地元自治体から許可取得や料金支払い等手続きを行わなければならない。
労働安全衛生環境法 (2011)	労働安全衛生	労働省 Ministry of Labour	労働安全・衛生・環境に対する危険をなくすことを目的として、使用者および被雇用者の義務を規定。種々の下位法令によって、安全管理者の届出、労働安全衛生環境委員会の設置 (従業員50名以上の事業所)、安全部門の設置 (従業員200名以上の事業所)、職場の環境測定、防災対策などの要求を規定。執行当局は労働省労働保護福祉局。

省エネルギー促進法 (1992)	省エネ	エネルギー省 Ministry of Energy	工場や建物、機器装置の省エネ等を規制する省エネ分野の基本法。指定工場に関する勅令で定義される指定工場は、①エネルギー責任者の配置、および②エネルギー管理システムの構築を行わなければならない。加えて、指定工場は毎年第三者による外部監査を受け、エネルギー管理報告書を提出する。
タイ工業団地公社法 (1979)	工場 の 環境 管 理	タイ工業団地公社 Industrial Estate Authority of Thailand	タイ工業団地公社 (IEAT : Industrial Estate Authority of Thailand) が管轄する工業団地の運営方法や入居ルールについて規定。環境管理についても規定しており、IEAT 管轄工業団地に入居する工場は、本法に則って工場の設立、操業を行わなければならない。
工業製品規格法 (1968)	製品の 品質 管 理	工業省 Ministry of Industry	タイで製造される、又はタイに輸入される製品の品質を保証するために、各種製品の基準を定める。基準には、大きく①強制的なものおよび②自主的なものの2通りがあり、それぞれ異なる規格認証マークが付与される。執行当局は工業省傘下のタイ工業規格局 (TISI : Thai Industrial Standards Institute)。

2. 製品編：タイへの製品輸出時に注意すべき環境規制





(1) 工業製品全般 ⇒ 工業製品規格法

工業製品全般（化学品を含む）につき、タイに輸出する際にはまず工業製品規格法を確認すべきである。工業規格制度においては、電気電子製品、自動車、建材、消費者製品を含む広範な製品が対象となっている。タイ工業規格マークは2種類——(1)表示が任意の自主規格および(2)上市に当たって順守が必要な強制規格——がある。実際のところ、タイ工業製品規格局 (TISI) から認証書を取得している事業者は、国内の製造者と輸入者を合わせて1万を超え、750件に及ぶ規格に対して授与された認証の数は8万件を上回る(2020年時点)。

環境関連では、自主規格として「電気電子製品含有物質規格（いわゆるタイ版 RoHS）」、強制規格として「家庭用冷蔵庫の省エネ基準」や「シャワーユニットの節水基準」などがある。順守が義務付けられる強制規格リストは以下のタイ工業規格局のサイトより参照できる。

https://www.tisi.go.th/website/standardlist/comp_thai/en

なお最近の動向として、2020年7月に公布された新たな法令に基づき、2021年からQRコードの表示が義務化されている点に、注意が必要である。

	従来に表示方法	新たな表示方法
自主規格	 มอก.๐๐๐-๐๐๐๐ ชื่อผู้รับอนุญาต	 มอก.๐๐๐-๐๐๐๐ ชื่อผู้รับอนุญาต
強制規格	 มอก.๐๐๐-๐๐๐๐ ชื่อผู้รับอนุญาต	 มอก.๐๐๐-๐๐๐๐ ชื่อผู้รับอนุญาต

出所：タイ工業規格局ウェブサイト (<https://www.itisi.go.th/e-license/>)
 の情報をベースに著者作成

(2) 化学品 ⇒ 有害物質法

化学品をタイに輸出する際にまず気を付ける必要があるのが、有害物質法である。有害物質は、第1種有害物質から第4種有害物質まで4分類され、これら有害化学物質を製造、輸入、輸出、保有する者には、以下の要件が課される。

- ・ 第1種有害物質：法令に従って、製造、輸入、輸出、保有を行う。
- ・ 第2種有害物質：製造、輸入、輸出、保有に際し、届出を行う。
- ・ 第3種有害物質：製造、輸入、輸出、保有に際し、当局の許可を取得する。
- ・ 第4種有害物質：製造、輸入、輸出、保有が禁止される。

有害物質法の規制対象か否かの該否判定に際しては、その成分を確認する必要がある。規制対象物質をリストした有害物質リスト（2013年初版）およびその改正版は下表より確認できる。規制対象に該当する場合、その分類（第1種～第3種）に従って所定の手続きを行った上で、製造、輸入、輸出、保管が可能となる。なお第4種（禁止物質）に該当する物質が含まれる場合は、タイ国内への輸入はできない。

法令名称	リンク
工業省告示：仏暦 2556 年 (2013 年) 有害物質リスト	http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2556/E/125/6.PDF

工業省告示：仏暦 2558 年 (2015 年) 有害物質リスト (第 2 版)	http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2558/E/041/12.PDF
工業省告示：仏暦 2559 年 (2016 年) 有害物質リスト (第 3 版)	http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/013/4.PDF
工業省告示：仏暦 2560 年 (2017 年) 有害物質リスト (第 4 版)	http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/006/4.PDF
工業省告示：仏暦 2562 年 (2019 年) 有害物質リスト (第 5 版)	http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2562/E/257/T_0014.PDF
工業省告示：仏暦 2563 年 (2020 年) 有害物質リスト (第 6 版)	http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/117/T_0056.PDF

(3) その他 ⇒ 輸出入管理法

商務省は輸出入管理法によって、物品の輸出入を管理している。プラスチック廃棄物や電気電子廃棄物、中古バイク、特定の冷媒を使ったエアコンなどが環境汚染防止の観点から本法の規制対象になっており、タイへの輸出に当たっては注意が必要である。

3. 生産編：タイへの工場進出時に注意すべき環境規制

(1) 操業前

工場建設前に必要な手続きとして、天然資源環境省が所管する環境影響評価 (EIA : Environmental Impact Assessment) がある。EIA は、一定の規模の 35 事業 (石油精製や紙パルプ製造、製糖、鉄鋼、金属精錬、土地の造成、コンドミニアム建設等) に対して実施が義務付けられているもので、事業開発に際して生じる環境への影響を予測するための調査が行われる。国家環境保全推進法は EIA の実施義務があるプロジェクトが EIA 完了前に着工することを禁じており、違反した場合には工事を行った日数に応じて罰金が科される。EIA は年単位の時間と百万バツ単位のコストがかかる作業であり、また EIA の結果報告書が 100% 政府の審査に合格できる保証はない。したがって、プロジェクトの計画段階で EIA がパスできるかどうか、あるいは時間的な余裕があるかどうか、慎重に検討した上で事業を開始する必要がある。なお、EIA に類する制度として、その簡易版である初期環境調査 (IEE : Initial Environmental Examination) やよりハードルの高い環境健康影響評価 (EHIA : Environmental Health Impact Assessment) といった制度も設けられているので、

いずれかを行う必要があるか否かについても、自身で、あるいはコンサルタント等を通じて規制当局に事前に十分に確認されたい。特に、IEEは法令では要求されていなくても工業団地から実施を要求される場合があるので、注意が必要である。

工場の操業許可申請時においても、業種や規模によっては環境関連の特別な報告書の提出が義務付けられており、その代表的なものが工場法の下で運用されている(1)環境安全評価 (ESA: Environmental Safety Assessment) および(2)リスク評価 (RA: Risk Assessment) である。前者は、繊維、皮革、紙パルプ、鉄鋼等の25事業が対象、また後者は、化学、合成樹脂、石油精製等の12事業を対象としており、いずれも工場の操業許可申請時に一緒に報告書を提出しなければならない。なお、前述のIEE/EIA/EHIAは天然資源環境省が所管する一方、後述のESAおよびRAは工業省が所管する制度であり、管轄窓口の違いにも注意が必要である。

(2) 操業中

操業時には、様々な省庁が管轄する関連法令を遵守しなければならない。工場環境・安全管理を規制する工場法を中心に有害物質法、公衆衛生法、労働安全衛生環境法、省エネルギー促進法といった関連法令が、排水や排ガス・騒音等の基準、廃棄物管理伝票(マニフェスト)の管理や廃棄物搬出許可の取得、土壌・地下水モニタリング、化学物質の届出、公害防止・危険物管理・エネルギー管理に係る有資格者の配置などが幾多の環境要件を規定している。IEATが管轄する工業団地に入居する場合、タイ工業団地公社法に基づく操業要件に対応する必要もある。膨大な数の環境法令が複雑な要求を構築しており、日本人マネージャーがすべてを把握するのはほぼ不可能である。現場を仕切る環境スタッフの継続的な育成は、多くの事業者にとって重要な課題となっている。

(3) 閉鎖・撤退時

閉鎖・撤退時にこれといって義務付けられている環境要件は見当たらない。ただし、立つ鳥跡を濁さず、しっかりともとの綺麗な状態に戻してから撤退することが重要である。タイでは、2016年に工場法の下で土壌・地下水汚染に関する新法令が制定されたことを契機に、撤退に際してしっかりと土壌・地下水調査を実施して、汚染がないことを確認する企業が増えてきている。操業中から適切な環境管理をこころがけて地域住民や当局との友好関係を維持するとともに、最終的にしっかりと汚染がないことを確認して撤退するよう心掛けたい。

以上

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート

「タイの環境規制・入門編」

(2022年2月)

○作成：ジェトロ・バンコク事務所

中小企業海外展開現地支援（タイ・バンコク）・プラットフォーム

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター 梅山研一

【報告書の利用についての注意・免責事項】本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所が梅山研一氏に作成委託し、2022年2月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、読者責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび梅山研一氏が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。